

Ⅲ ストーカー被害者に対する支援

現状・課題

- ストーカー行為は重大な人権侵害であり、社会的にも許されない行為です。平成 25 年にストーカー規制法が改正され、被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が規制対象に追加されました。
- 警視庁に寄せられたストーカー行為等に係る相談件数は、平成 26 年に前年の 1.5 倍に急増し (2,204 件)、平成 27 年は 1,957 件と若干減少しましたが、法改正以前と比べると増えています。
- ストーカー規制法による検挙者数も同様の傾向にあります。被害相談者の約 85%が女性であり、被害者との関係は約 54%が元交際相手で、全体の約 80%は面識のある者による行為です。
- 内閣府調査では、特定の異性からの執拗なつきまとい等の被害について、誰かに相談した女性は約 8 割と、配偶者や交際相手からの暴力の被害者に比べて高くなっていますが、相談先の多くが友人・知人や家族・親戚であり、警察に相談した女性の割合は 1 割未満となっています。
- 一方、その被害によって命の危険を感じた女性の割合は 28.9%と、4 分の 1 強が命の危険にさらされています。
- ストーカー行為は、被害者の平穏生活を害する行為であるとともに、事態が急展開して重大事件に発展する恐れもあります。そのため、ストーカー被害の相談があった場合には、危険性や切迫性を的確に判断し、被害者の安全確保と、ストーカー行為者に対する検挙等の措置を迅速に行う必要があります。
- また、前記内閣府調査によれば、ストーカー行為において、電子メールやインターネットなどの通信手段が使われていたと回答した人が 40%近くにのぼり、10 代の女性では 4 分の 3 にのぼりました。
- 最近では、コミュニティサイト (同じ趣味や興味を持つ人が集まるウェブサイト。掲示板やチャットルーム等が設けられており、情報交換や交流が行われる。) やオンラインゲームなどで知り合ったことから、ストーカー行為につながる例もみられます。
- 特に若年層に対して、ストーカー行為に遭った時の対応方法とともに、例えば SNS に掲載した情報や写真から個人情報漏れることがあるため安易に掲載してはいけないなど、電子メールやインターネット、SNS 等の利用に関する正しい理解を促す必要があります。

- また、被害者が身近な窓口で相談できるように、東京都をはじめ区市町村の相談窓口等での相談対応能力の強化を図る必要があります。

取組の方向性

- 社会全体でストーカー行為の防止が重要な課題であるという認識を深めるとともに、ストーカー行為に関する被害の相談窓口を周知することが必要です。
- また、被害者からの相談を適切に対応できるように、研修等により相談窓口の職員の対応能力の強化を図る必要があります。
- ストーカー行為は、事態が急展開して重大事件に発展する恐れがあるため、危険性や切迫性を的確に判断し、被害者の安全確保と、ストーカー行為者に対する検挙等の措置を迅速に行う体制を整備する必要があります。
- また、ストーカー行為の危険性や、インターネット利用等に関する正しい理解を促すための啓発を行う必要があります。